

天の川沿岸

土地改良だより



第39号

平成24年8月10日

米原市飯12-3

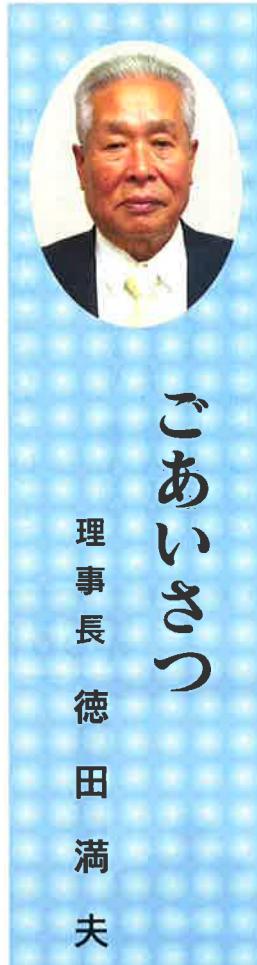
水土里ネット天の川
(天の川沿岸土地改良区)

☎ 0749-52-0067 (代)

FAX 0749-52-3871

E-mail:amanogawa@sepia.ocn.ne.jp

http://amano-gawa.jp/



ごあいさつ

理事長 徳田満夫

残暑ことのほか厳しい今日この頃であります。皆々様には益々ご健勝のことと拝察いたします。

組合員皆々様には、日頃より改良区の運営・各種事業に対し、ご理解とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は東日本大震災という私たちが体験したことのない未曾有の大災害が発生いたしました。その中でも原子力発電所の放射能漏れ事故は、内外に大きな波紋を広げています。原発稼動の安全神話は崩れ、電力需給の逼迫、今日の全国的な節電へとつながつてきています。特に、この夏はピーク時の節電が強く呼び掛けられており、万が一計画停電が必要な場合でも、農業用水には極力支障が出ないように対応していることを考えてています。

さて、今日の農村・農業を取り巻く内外の諸情勢は、極めて厳しく前途多難な状況となつております。特に、前

TPPに係る問題や扱い手の高齢化、後継者不足など、多くの問題が山積しております。

こうした中、国では平成23年度四次補正として801億円を計上し、

「農業体质強化基盤整備促進事業」が創設されました。農業者の経営規模拡大、農作物の高付加価値化・品質向上等に向けた対策として農地の区画狭小の解消や暗渠排水工事等に助成金が支給されるものです。農家の自力施工による迅速・安価に推進するというメニューに乗り繰越し事業として進めています。

さらに当改良区では、適正な施設の維持管理体制づくりを目指して、一昨年から各集落に維持管理組織の立ち上げを進めており、現在までに9集落で組織が設置され、その内の2集落とは維持管理協定を結ぶことができました。地域と共に大切な土地改良財産の維持保全に努め、より長持ちさせていきたいと考えています。

また、農業水利施設の適切な維持管理や保全更新により効率的・効果的な対策を行う「滋賀県型農業水利施設アセットマネジメント」の本格実施に向け、本年度は各市町・土地改良区が主体となつて、今後10年間の基幹水利施設・末端水利施設の保全更新対策の中長期計画の策定着手することになりました。これまで

に取組んできました基幹水利施設ストックマネジメント事業による機能診断・保全計画を基に実情に即した計画を策定したいと考えております。当改良区の抱える膨大な施設の中には、前回の更新事業で対応できていない用排水路や揚水機場関係の電力設備をはじめ水管理システムの通信機器等の整備・更新が残っています。然るべき時期が来れば、組合員の皆様に更新計画のお知らせをしたいと思います。

大変厳しい運営状況の中、皆様の負託に応えるべく役職員一丸となつて職務に邁進する所存でございますので、今後ともより一層のご支援とご協力ををお願い申し上げご挨拶いたします。

天の川沿岸土地改良区組合員の皆様におかれましては、市政全般、とりわけ農業行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、皆様には、日頃から土地改良施設の管理・運営に御尽力いただくとともに、美しい農地を守り育てる役割も担つていただきおりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、昨今の日本の社会経済を取り巻く情勢はグローバル化が進展し、状況が刻々と変化する中、政府ではTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加問題をめぐる議論が大詰めを迎えているところですが、一方、米原市では、元気な農業の担い手育成と、人と農地をつなぐ地域農業プランを新たに推進し、継続できる米原らしい農業の実現に向け、着実な取組を進めているところです。

天の川沿岸土地改良区組合員の皆様におかれましては、市政全般、とりわけ農業行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

こうした中、農業・農村にとつて基盤となる農業用水利施設をはじめとする土地改良施設は、県内において、昭和47年から平成8年にかけて進められた琵琶湖総合開発事業で多数の施設が一時期に建設されたことから、その多くが耐用年数を迎え、施設の更新や修繕が必要となつてきている状況になります。

このことからも、限られた財源の中、老朽化し機能が低下していく施設をどのように整備し、修繕していくかが、喫緊の課題となつてきおり、滋賀県農業水利施設アセットマネジメント推進協議会において、施設の長寿命化を図る仕組みづくりが進められているところです。

このことからも、限られた財源の中、老朽化し機能が低下していく施設をどのように整備し、修繕していくかが、喫緊の課題となつてきおり、滋賀県農業水利施設アセットマネジメント推進協議会において、施設の長寿命化を図る仕組みづくりが進められているところです。



御挨拶

米原市長 泉 峰一



第58回通常総代会開催

第58回通常総代会が去る3月22日午後1時30分より改良区事務所で開催されました。

総代42名中31名の出席のものと、来賓に米原市の泉市長、谷口經濟環境部長並びに湖北農業農村振興事務所田園振興課古川課長のご臨席を賜り、議長に高橋の粕瀬進氏が選任され、各議案について慎重審議の結果、いずれも原案とおり可決、承認されました。

賞知事表彰に結びつき、今後も「絆で築く元気な米原市づくり」につながっていくものと御期待申し上げるところであります。

本市におきましても、地域とのつながりを強め、地域との連携により、地域の皆様との連携による元気な農業・農村づくりにお力添えを賜りますようよろしくお願ひします。

結びに、天の川沿岸土地改良区の今後益々の御発展と組合員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、御挨拶といたします。

平成24年度の主な事業計画

事業名	事業内容	事業費（千円）
国営造成施設管理体制整備促進事業	・土地改良施設の多面的機能促進のための支援事業 管理体制整備推進活動・強化支援予防保全対策	9,752
流域田園水循環支援事業	・農業排水のリサイクル活用により琵琶湖への負荷軽減 施設の高度利用・濁度測定	3,600
土地改良施設維持管理適正化事業	・能登瀬地区用水路補修工事	5,000
農業体質強化基盤整備促進事業（H.23繰越事業）	【定額助成】・区画拡大（畦畔除去・均平作業） ・暗渠排水	31,850

農業体質強化基盤整備促進事業について

国の平成23年度4次補正として、801億円が計上され「農業体質強化基盤整備促進事業」が創設されました。当改良区では、今回周知期間が極めて短かったため、モデル的な意味合いから、自力施工が可能と判断され、要望のあった5件の大規模農家と3件の農業生産組合等で天の川沿岸地区として取り組んでもらっています。

(背景・課題)

- 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成23年10月決定）では、農地集積の加速化や農業の高付加価値化等によって、我が国農業の体質を強化することを目指している。
- このためには、農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む上で支障となる農地の区画狭小・排水不良や農業用水の不足等の農業生産基盤の課題について、迅速かつきめ細かく対応していく必要がある。

(農業体質強化基盤整備促進事業の創設)

事業内容

1. きめ細かな基盤整備による農業の体質強化（定率助成：今回見送り）
2. 整備済み農地の高度利用を迅速・安価に推進するための定額助成の導入
自力施行等による農地区画の拡大や暗渠管設置といった簡易な農地整備を定額助成によって促進
 - ・畦畔除去、均平作業による区画拡大：10万円/10a（水路の管水路化を伴う場合は20万円/10a）
 - ・標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）：15万円/10a

農林水産功労賞知事表彰

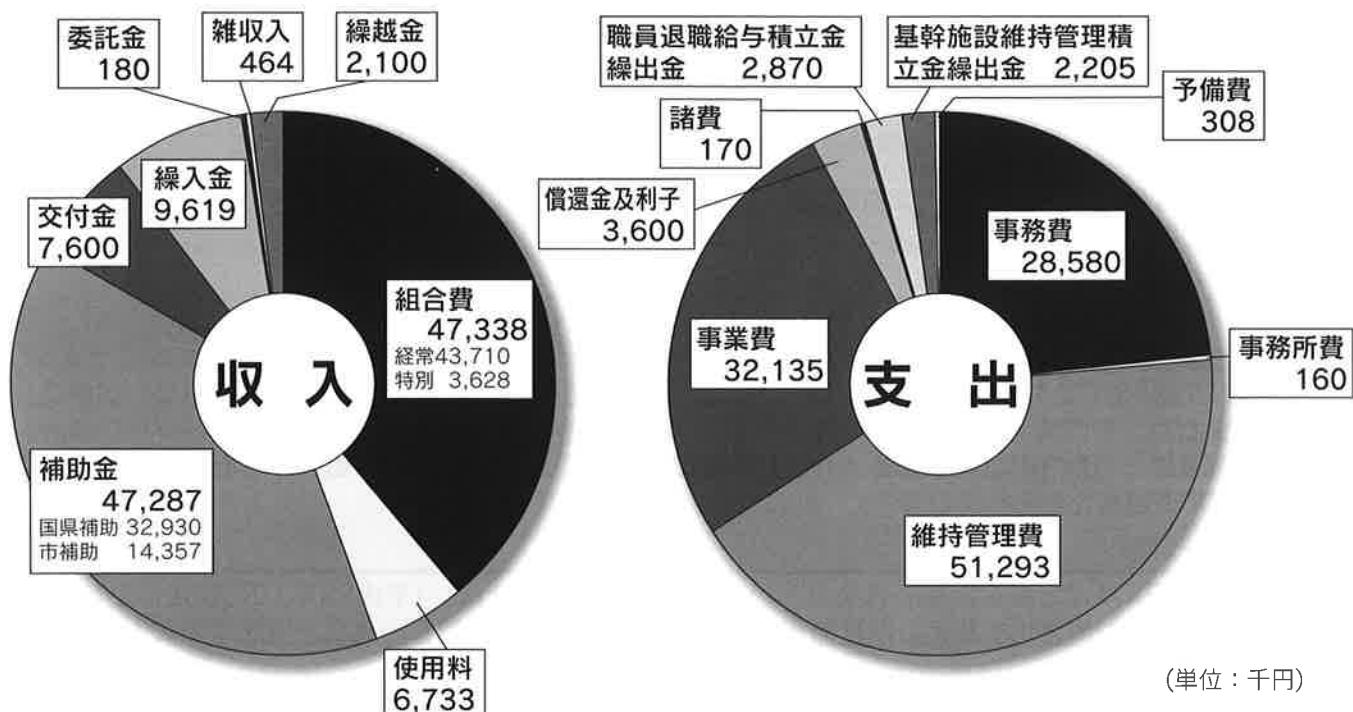
平成23年11月30日、滋賀県公館において、平成23年度農林水産功労賞の表彰式が行われ、当土地改良区が行ってきた農業水利施設の維持管理活動や琵琶湖の環境に配慮した取組みが評価され、滋賀県知事表彰を受賞いたしました。

これもひとえに組合員の皆様をはじめ地域農業をささえる各方面の皆様方のご支援とご協力のお陰と深く感謝いたします。



平成24年度一般会計収支予算

総額 1億2,132万1千円



平成22年度収支決算

一般会計

(円)

収 入	金 額	支 出	金 額
1. 組合費	50,755,385	1. 事務費	26,536,503
2. 使用料	5,044,799	2. 事務所費	119,241
3. 補助金	19,154,568	3. 維持管理費	45,496,754
4. 交付金	9,075,000	4. 事業費	971,846
5. 繰入金	4,300,000	5. 債還金及利子	32,855,128
6. 委託金	200,000	6. 諸費	173,800
7. 雜収入	829,289	7. 職員退職給与 積立金繰出金	4,970,000
8. 繰越金	5,453,116	8. 基幹施設維持管 理積立金繰出金	1,125,000
9. 借入金	21,240,245	9. 総代選挙費	37,640
合 計	116,052,402	合 計	112,285,912

特別会計残高

(円)

農地転用	228,348,830
職員退職給与積立金	51,616,936
基幹施設維持管理積立金	77,659,764
土地改良施設財産処分積立金	20,743,352
事務所維持管理積立金	28,854,416
増加維持管理基金	79,241,502
合 計	486,464,800

差引 3,766,490円を平成23年度へ繰越

平成24年度 農地転用決済金

地区	金額(10アール当り)
かん排地区	406,300円
普通地区	182,400円
特別1地区	78,700円
特別2地区	115,200円

改良区受益地内の田を宅地、駐車場、資材置場等に転用する場合または田を畠に転換する場合は、必ず届出されると共に、決済金及び手数料の納入が必要です。

尚、公共事業による転用の場合も決済金が必要です。

土地改良事業功労者表彰

平成24年3月19日、土地改良事業功労者表彰が行われ、当改良区(前)電気主任技術者の杉山耕一氏が滋賀県土地改良事業団体連合会会長表彰を受賞されました。

杉山氏は、天の川揚水機場が稼働はじめた昭和62年度より電気主任として、各揚水機場の電気設備関係の管理・点検を長年に亘り、正確かつ適正に実施され、施設の安全・安定した維持管理にご尽力いただきました。

また、7月6日には、同じく湖北支部長表彰が行われ、理事の寺村健氏、北村喜重氏、監事の北村新一郎氏が受賞されました。

受賞された皆様おめでとうございます。

電気主任技術者について

長年に亘りご尽力いただいた杉山氏に替わり、本年3月より島田和義氏を電気主任技術者に採用しました。島田電気主任には、各揚水機場の電気設備の点検・保守・維持管理に努めています。

訃報

地域農業の発展のためにご尽力いただいた総代の澤義博氏(上多良)には、病気療養のかいなく4月に逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

賦課金滞納処分について

収納対策委員会で未収賦課金の徴収について検討を重ねる中、昨年度は、土地改良法に基づき理事会の議決を経て、米原市に対し2件の徴収請求を行いました。

その結果、1件の滞納処分を完了していただき、もう1件が手続き中という状況です。

今後も市と連携を図りながら、改良区運営の健全化を目指し、未収賦課金の解消に向けて取り組んでいきたいと思います。

賦課金の徴收回数が変更になりました!!

本年度より当土地改良区の賦課金の徴收回数を年4回から年2回(ほ場整備事業費償還中の方は3回)に変更させていただきました。内容は下記のとおりです。尚、年額が1万円未満の方や、他所にお住まいの皆様には、これまでどおり年1回徴収に協力していただいています。

第1期 6月25日 経常賦課金

第2期 8月25日 経常賦課金+特別賦課金

第3期 10月25日 — 特別賦課金

平成24年度 賦課金額

1. 経常賦課金 (10アール当り)

地区	事務所費	維持管理費	計
かん排地区	1,500円	5,000円	6,500円
普通地区	1,500円	2,100円	3,600円
特別1地区	800円	1,000円	1,800円
特別2地区	1,100円	1,600円	2,700円

2. 特別賦課金

①ほ場整備事業賦課金 (ほ場整備償還金: 10アール当り)

工区	単価	償還残年数
長沢	10,250円	最終年
上多良	11,400円	最終年
能瀬	17,100円	2
新庄箕浦顔戸	14,950円	2
日光寺	33,200円	3
多和田	35,660円	3
蒲原	17,040円	2
寺倉	18,470円	3
西円寺	25,100円	4
岩脇	29,380円	5
番場	16,440円	4

②ほ場整備事業経常費: ほ場整備償還継続地 150円

(10アール当り)

組合員資格等に変更があった場合は 必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をしてください。

農地の売買や相続等により組合員の資格に変更があった場合は、法務局や市役所等の手続きとは別に、当改良区に必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をお願いします。この届出に基づき当改良区の台帳を変更いたします。

尚、届出がない場合は、次年度以降も従来どおり賦課されます。

- 田を売買や交換等により所有権を移転された場合
- 農業者年金受給により経営移譲された場合
- 組合員の死亡等により名義を変更された場合

※組合員の住所が変わった場合も所定の用紙がありますので届出をお願いします。

※また、各種届出書はホームページからもダウンロードできます。

「組合員資格得喪通知書」の記入例

組合員資格得喪通知書						
下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により 通知します。						
平成24年8月10日						
現資格者	住 所	米原市飯12-3				
氏 名	天の川 太郎					
新資格者	住 所	米原市飯12-3				
氏 名	アマノガタ オチロウ					
生年月日	昭和50年 9月 1日					
天の川沿岸土地改良区理事長 様						
記						
1. 資格得喪の対象たる土地						
大字名	小字名	地 番	地 目	用 途	地 積	備 考
飯	○ ○	○ ○	田	田	1,000	畝
2. 資格得喪の原因及びその時期						
(1) 原 因 経 営 移 譲						
(2) 時 期 平成24年8月10日						

・印鑑は認印でも結構です。
・現資格者が死亡しておられる場合は、印鑑は不要です。

(1)の欄は、経営移譲、相続、死亡のため、贈与、売買、交換等の原因をご記入ください。

組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により
通知します。

平成 年 月 日

現資格者 住 所
氏 名 ㊞

新資格者 住 所
(フリガナ)
氏 名 ㊞

生年月日 年 月 日

天の川沿岸土地改良区理事長 様

記

1. 資格得喪の対象たる土地

大字名	小字名	地 番	地目	用途	地 積	備 考
					m ²	

2. 資格得喪の原因及びその時期

- (1) 原 因
- (2) 時 期

21世紀創造運動推進中

本年度も各小学校、農村まるごと保全向上対策集落活動組織や街づくり委員会、及び関係機関と連携を図り、ニゴロブナの稚魚放流体験学習会や水生生物観察会、水質調査学習等を実施しました。子供たちが、水路の役割や水の大切さ、生き物や環境保全等に関心を持ってくれることを願いつつ、今後も活動を展開していきたいと思います。



息長小2年生ゆりかご水田出前授業



米原小2年生稚魚放流体験



坂田小5年生水辺の集い親子活動



長沢お魚観察会



透視度調査



息長小5年生水生生物観察会

平成24年度

改良区の概要 (H24.4月現在)

組合員数 1,809名
地区面積 694.5ha

橋の申請について

土地改良区が管理する水路に橋をかける場合は、承認申請が必要です。所定の申請用紙がありますので必ず届出を出して下さい。

～人権とは…～

「人権」とは、人間が人間らしく、幸せに生きるために之權利であり、一人ひとりの人間を個人として尊重するという考え方から生まれたものです。私たち一人ひとりが、「人権」をすべての人の問題として考え、これを守っていくために積極的に取り組んでいくことが必要ではないでしょうか。

多くの意見に耳を傾けながら、自分の生活に置き換えて人権をどのようにとらえたらいいのか、人権問題を解決するために何ができるのか、自分自身で考えることが大切です。こうした積み重ねが、日常の身近な出来事を人権の視点から見つめ直すことになり、「人権感覚」に磨きをかけることになるのです。

ゴミを捨てないで!!

私たちの財産であり未来へ引き継ぐ大切な資源である農地・水路・農道等は、私たちの手で守っていかなければなりません。特に水路には大変多くのゴミが流れています。

- ・ゴミを捨てないでください。
- ・刈った草は下流に流さないように工夫しましょう。
- ・風で飛散するゴミは飛ばないように心がけましょう。

これらのゴミについては、地域の方々のご協力によって処理していただいている。一人ひとりの心がけがゴミを減らすことになります。